いけぶくろ茜の里　重要事項説明書
（就労定着支援）

1　事業者の概要

（令和８年８月１日現在）

法人名	社会福祉法人フロンティア
法人所在地	東京都豊島区池袋四丁目２９番６号　アクシア池袋 204 号室
代表者氏名	理事長　山内　雅代
法人設立年月日	昭和５６年３月１０日

2　事業所の概要

事業所の名称	いけぶくろ茜の里
事業所の所在地・連絡先	東京都豊島区池袋四丁目１５番１０号 ０３－５９６０－５２３１
事業所の種類	就労定着支援　（平成３１年４月１日指定）
事業所番号	東京都１３１１６０１７７５号
施設長	越智　一富
サービス管理責任者	近　直之
事業所の目的及び運営方針	１．本人主体の支援を基本とし、利用者の人権と本人の意思を重視した支援を提供します。 ２．自己選択、自己決定に基づいて支援を提供します。 ３．一般就労を継続できるように支援します。 ４．常に透明で健全な事業所経営を目指します。 ５．地域の行政や他の福祉サービスと密接な連携をするとともに、地域の活動等との連携及び交流に努めます。
事業所の開設年月日	平成３１年４月１日
主たる対象者	１８歳以上の知的障害者等
職員研修の取り組み	ご利用者に対するサービスの質の向上を目指し、安定したサービスの提供ができる体制作りのため、専門性を高める人材育成に務めるとともに組織として研修の重要性を認識し人材育成に努めます。

3　職員の配置状況

従業者については、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、就労定着支援事業を提供する職員として下記の職種の職員を配置しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

職　種	員数	常　勤		非常勤		常勤換算	備　考
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	１		１			０．１	生活介護、施設入所、就労継続支援Ｂ型、計画相談、共同生活援助と兼務

サービス管理責任者	1		1			０．２５	就労継続支援Ｂ型と兼務
就労定着支援員	1				1	０．１３	同上

※常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。

※必要に応じて、就労継続支援Ｂ型事業所職員が協力します。

※状況により副施設長、事務長を配置することがあります。

4　提供するサービスの種類及び内容

・サービス提供時間　月曜日から金曜日９：００～１７：００

ただし、これ以外の時間に提供する場合は、事前に周知します。

・事業所は法令に基づき以下のサービスを提供し、全てのサービスは、「個別支援計画」に基づき行われます。「個別支援計画」はサービス管理責任者が作成し、ご利用者の同意をいただき、写しを交付します。また、必要に応じて随時見直しを行います。

（1）訓練等給付費対象サービス

連絡調整及び連携	ご利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、事業主との連絡調整、他の障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整及び連携を行います。
指導及び助言	ご利用者が日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する指導及び助言を行います。
状況把握	ご利用者との対面及び対面に相当する方法で、１月に１回以上、原則として雇用した事業所の事業主を訪問することにより、利用者の職場での状況を把握し、記録します。
サービス利用中の離職	ご利用者がサービス利用中に離職する場合に支援を行います。なお、当該離職後に他の事業所等へ就職を希望される場合は、指定特定相談支援事業者その他の関係者との連絡調整等を行います。

（2）訓練等給付費対象外サービス

ご利用者、ご利用者の一親等親族及び代理人は、当該ご利用者に関するサービス提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。その際に必要なコピーなどの諸費用は利用者の負担となります。

5　利用の開始と終了

（1）利用の開始

利用に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただくことがあります。

（2）契約の終了

①ご利用者は、事業所に対し３０日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合にこの契約を解約することができます。

②ご利用者は、事業所もしくは職員が以下の事由に該当する場合に文書で通知することによりただ

ちにこの契約を解約することができます。

・正当な理由なくサービスを実施しない場合

・守秘義務に反した場合

・社会通念を逸脱する行為を行った場合

・他のご利用者がご利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

③事業所は、ご利用者に対し３０日間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

④事業所は、ご利用者が以下の事由に該当する場合にはただちにこの契約を解約していただくことがあります。

・ご利用者がサービス利用料金の支払いを３か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日以内にお支払いいただけない場合

・ご利用者が、故意または重大な過失により事業所や職員、他のご利用者に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

・ご利用者及びご家族がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

・天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用することができない場合

・ご利用者が連続して３か月を越えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合、または現に連続して３か月を越えて入院した場合

・ご利用者の介護給付費の支給決定が取り消された場合

⑤ご利用者の出身世帯の転居に伴う介護給付費支給決定取り消しの場合は、転居先区市町村の支給決定により、契約変更できることとします。

⑥やむを得ない事情により事業所を縮小する場合は契約を解約していただくことがあります。この場合、契約を解約する日の３０日前までに文書で通知します。

（３）契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくても契約は自動的に終了します。

①ご利用者が死亡した場合

②指定障害福祉サービスの支給決定期間が終了し、その後支給決定がない場合

③事業所が指定障害福祉サービス事業所としての指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合

④やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合

６　利用料金の請求及び支払方法について

（１）訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費サービスを提供した際の訓練等給付費について、事業者が区市町村から直接受け取る（代理受領）場合、ご利用者負担分を事業者にお支払いいただきます。なお、ご利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。詳細につきましては別紙「就労定着支援利用料金」をご確認ください。

（２）訓練等給付費対象外サービスの料金

複写サービス代	１枚につき１０円

（３）支払方法

上記利用料金は、１か月ごとに計算し、翌月２２日までに請求しますので、２５日までにお支払いください。原則としてゆうちょ銀行口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

※事業所は入金の確認が出来ましたら領収書を発行いたしますので保管してください。

（４）サービス内容の確認

サービスを提供した場合は「サービス提供実績記録票」にご捺印いただきます。また、「支援レポート」を発行いたしますので保管してください。

７　虐待の防止のための措置に関する事項

（１）事業所は、ご利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

②虐待防止のための計画策定、虐待発生時の検証と再発防止の検討等のため虐待防止委員会を設置し、年１回以上開催するとともに、その内容について職員に周知徹底します。

③苦情解決体制の整備をします。

④職員全員に対し研修及び訓練を年１回以上開催し、新規採用時には必ず研修を実施します。

（２）虐待の疑いがある場合は、豊島区または豊島区障害者虐待防止センターに報告し、共同解決を図ります。

８　感染症対策

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（３月に１回以上）開催することに加えて、必要に応じて随時開催します。また、その内容について職員に周知徹底します。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（３）職員に対し研修及び訓練を定期的（年２回以上）に行うとともに、新規採用時には必ず研修を実施します。

９　非常災害対策

（１）消防法で定められた防火管理者を選任します。

（２）非常災害時に備えて消火設備等の必要な設備を整備します。

（３）非常災害に関する具体的な計画をたてて定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

１０　業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

（１）感染症や非常災害が発生した場合にもサービスが継続して提供できるよう計画を策定し、必要な措置を講じます。また、計画は定期的に見直しを行います。

（２）職員に対し計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施します

１１　ご利用者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。その際の諸費用は訓練等給付費対象外サービスの料金として利用者の負担となります。

１２　要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（1）要望・苦情等申立先

当事業所ご利用相談・苦情窓口	・責任者　　：越智　一富 ・受付担当者：近　直之 ・電話番号　：０３－５９６０－５２３１ ・受付時間　：月曜～金曜　８時３０分～１７時１５分
第三者委員会	・法人において第三者委員会を設置しています。
区市町村苦情対応相談機関	別紙の通り
東京都社会福祉協議会	・担当部署：運営適正化委員会 ・電話番号：０３－５２８３－７０２０ ・受付時間：月曜～金曜　９～１７時

（2）虐待防止に関する窓口

虐待防止に関する窓口	・虐待防止責任者：越智　一富 ・虐待相談受付担当者：近　直之 ・電話番号：０３－５９６０－５２３１ ・受付時間：月曜～金曜　９時～１７時

１３　個人情報の取り扱い（プライバシーポリシー）について

（1）職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。

（2）利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。

（3）個人情報の収集、利用、提供にあたっては利用者の同意を得ることとします。

（4）個人情報保護に関する窓口は以下のとおりです。

・個人情報保護苦情・相談窓口：サービス管理責任者　近　直之

・個人情報保護管理者　　：施設長　越智　一富

１４　事故発生時の対応及び損害賠償

事故が発生した場合は、速やかに家族、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。事故等事業者の責任により生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

【重要事項説明書の説明年月日】　令和　　年　　月　　日

指定障害福祉サービス利用にあたり、本書面に基き重要事項の説明を行いました。

【事　業　者】　住　所　　東京都豊島区池袋四丁目２９番６号
アクシア池袋２０４号室
名　称　　社会福祉法人フロンティア
代表者　　理事長　　山内　雅代　㊞

（説明者）　　所　属　　いけぶくろ茜の里

氏　名　　近　直　之　　㊞

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

【利　用　者】　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【家族・代理人等】
住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞